

菊池市燃料価格高騰対策運送事業者支援事業 FAQ

分類	No.	質問内容	回答																			
制度内容	1	どのような事業概要か。	原油価格高騰の影響等により困難な状況にある、道路運送事業者等の事業継続を支援するため、本市内で道路運送事業等を営む事業者に対し、補助金を交付するもの。																			
	2	補助対象事業者は。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年5月1日時点（基準日）において、対象事業に必要な許認可等を有し、申請時点において、本市内で継続して補助対象事業を営んでいること。 ・交付申請後においても、本市内で補助対象事業の継続の意思があること。 																			
	3	補助対象車両は。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年5月1日時点（基準日）において、補助対象者が所有し、又はリース契約により借り受け、かつ熊本運輸支局に登録され、常時使用されている事業用車両。 ただし、「自動車運転代行業」に規定する事業については、随伴用車両とする。 ・自動車検査証記録事項等における「使用の本拠の位置」欄に記載される住所が、本市内住所地かつ「有効期間の満了する日」欄に記載される年月日が、基準日以降のもの。 																			
	4	補助金申請期間は。	<p>令和7年5月19日（月）～令和7年6月20日（金）。ただし予算上限に達した場合、期間内であっても受付を終了する場合がありますためご注意ください。</p> <p>なお、受付時間は月曜日～金曜日の9：00～17：00（閉庁日を除く）まで。</p>																			
	5	補助額、補助上限額は。	<p>補助額については下図の通り。1事業者あたりの補助上限額はなし。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">交付対象車両の区分</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般自動車運送事業貨物 特定貨物自動車運送事業 貨物軽自動車運送事業</td> <td>最大積載量 2t超え</td> <td rowspan="5">緑 黒 ナ ン バ ー</td> <td>40,000円/台</td> </tr> <tr> <td>最大積載量 2t以下</td> <td>20,000円/台</td> </tr> <tr> <td>一般貸切旅客自動車運送事業</td> <td>貸切バス</td> <td>40,000円/台</td> </tr> <tr> <td>一般乗用旅客自動車運送事業</td> <td>タクシー</td> <td>20,000円/台</td> </tr> <tr> <td>自動車運転代行業</td> <td>運転代行</td> <td>随伴用 登録車両</td> <td>20,000円/台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被けん引自動車（原動機の搭載がないもの）、二輪自動車、霊柩車、路線バスは対象外 ※1事業者につき1回限り</p>	交付対象車両の区分			補助金額	一般自動車運送事業貨物 特定貨物自動車運送事業 貨物軽自動車運送事業	最大積載量 2t超え	緑 黒 ナ ン バ ー	40,000円/台	最大積載量 2t以下	20,000円/台	一般貸切旅客自動車運送事業	貸切バス	40,000円/台	一般乗用旅客自動車運送事業	タクシー	20,000円/台	自動車運転代行業	運転代行	随伴用 登録車両
交付対象車両の区分			補助金額																			
一般自動車運送事業貨物 特定貨物自動車運送事業 貨物軽自動車運送事業	最大積載量 2t超え	緑 黒 ナ ン バ ー	40,000円/台																			
	最大積載量 2t以下		20,000円/台																			
一般貸切旅客自動車運送事業	貸切バス		40,000円/台																			
一般乗用旅客自動車運送事業	タクシー		20,000円/台																			
自動車運転代行業	運転代行		随伴用 登録車両	20,000円/台																		
申請	6	交付要領、各様式はどのようにして取得できるか。	市ホームページよりダウンロードいただくか、または菊池市役所 商工振興課に来庁いただければお渡しが可能。																			
	7	申請しようと思っている対象車の台数が多く、様式第2号の用紙1枚には記載できない。どのようにしたが良いか。	様式第2号を必要枚数分（複数枚）用意していただき、計上漏れがないようすべての車両を記載いただきたい。																			
	8	添付書類である「未納がない証明書」はどこで取得できるか。	<p>菊池市役所 税務課、もしくは各支所（七城、泗水、旭志）の市民生活課にて取得が可能。その際1通300円の交付手数料が発生するのでご注意ください。</p> <p>また来庁者の身分証明書や、法人の場合は委任状が必要な場合があるため、詳しくは下記ホームページを確認するか菊池市役所 税務課へお尋ねいただきたい。</p> <p>税務証明について：https://www.city.kikuchi.lg.jp/article/view/1032/7434.html</p>																			

菊池市燃料価格高騰対策運送事業者支援事業 FAQ

申請	9	申請書類は郵送またはメールでも提出可能か。	郵送での提出は可能。メールでの提出は「未納がない証明」の原本提出を求めているため不可。 また提出が直接、郵送いずれにおいても、 書類の不備等があり、申請者が必要書類の提出又は関係書類の補正等については正に感じない場合や連絡が取れない場合、その期間が14日間続いたときは、申請が取り下げられたものとみなす ためご注意ください。
	10	車両をリースで借り受けていた場合は補助対象になるか。	熊本運輸支局に登録され、常時使用されている事業用自動車であり、かつ、自動車検査証記録事項に記載の使用者が申請者と同一の個人または法人であれば補助対象となる。 しかし、例外として自動車検査証記録事項に記載の使用者と申請者に相違がある場合でも、使用者が所有する車両を申請者が運送事業を遂行するにあたり主として使用していることを証明できる場合は補助対象とみなす場合がある。 ※例外にて申請を検討の場合は、菊池市役所 商工振興課に相談いただきたい。電話：0968-36-9720
交付	11	補助金の申請・交付は何度でも可能か。	1事業者につき1回限りとなる。